

可搬式浄水装置の賃借料概算費用算定事例（10日間、30日間）

<10日間>

可搬式浄水装置（1号機）

（円）

名 称	1号機（使用料）	1号機（整備費用）	クレーン付トラック8t車（3台）	発動発電機45kVA	計
賃借料	130,000	660,000	150,000	20,000	960,000

可搬式浄水装置（2号機）

（円）

名 称	2号機（使用料）	2号機（整備費用）	クレーン付トラック8t車（2台）	発動発電機45kVA	計
賃借料	120,000	1,110,000	100,000	20,000	1,350,000

<30日間>

可搬式浄水装置（1号機）

（円）

名 称	1号機（使用料）	1号機（整備費用）	クレーン付トラック8t車（3台）	発動発電機45kVA	計
賃借料	380,000	660,000	150,000	60,000	1,250,000

可搬式浄水装置（2号機）

（円）

名 称	2号機（使用料）	2号機（整備費用）	クレーン付トラック8t車（2台）	発動発電機45kVA	計
賃借料	360,000	1,110,000	100,000	60,000	1,630,000

【備考】

- ・ 賃借料の期間は、基地出発から基地戻りまでとする。
- ・ これら費用は施設を使用する際の経費であり、このほか、燃料費、人件費等（超過勤務手当、旅費等）、その他事務費等及び補償関係費用が別途必要。
- ・ 可搬式浄水装置の整備費用として膜洗浄を想定しているが、使用状況により膜の更新等が必要となる場合がある。
- ・ 可搬式浄水装置及びポンプ車、ポンプパッケージは、設営後管理を要請事業主が行う場合、管理期間中は機構人件費が発生しない。
- ・ 可搬式浄水装置の運搬に要するクレーン付トラックは現地に運搬・取卸後基地に戻ることとし、往復4日分賃借料を計上。
- ・ 可搬式浄水装置の1日当りの稼働時間は10hと想定。
- ・ 可搬式浄水装置を給水するにあたり、必要な水質検査は原則要請事業主に実施していただくことが原則。